

緑の公共事業実施要領

〔平成 14 年 10 月 25 日〕
4 林 第 9 1 1 号

最終改正 〔令和 6 年 3 月 22 日〕
6 林 第 1 5 0 号

(趣旨)

第 1

緑の公共事業補助金交付要綱(平成 14 年京都府告示第 548 号。以下「要綱」という。)により補助を受けて、いのちと環境の森づくり事業及び京都モデルフォレスト推進事業(以下「事業」という。)を実施しようとするものは、要綱及びこの要領の定めるところにより事業を実施するものとする。

(事業の区分)

第 2

事業の区分及び工種の区分は次のとおりとする。

事業区分	左の事業の工種区分
いのちと環境の森づくり事業 (森林適正整備推進事業)	①間伐 ②間伐材等搬出 ③林道等改修
いのちと環境の森づくり事業 (放置竹林拡大防止等事業)	①整理伐 ②刈払い ③竹材搬出 ④作業歩道開設 ⑤天然林整理伐
京都モデルフォレスト推進事業 (森林・山村多面的機能発揮対策事業)	

(事業実施主体、事業内容及び採択基準等)

第 3

事業実施主体、事業内容、採択基準は別表 1 に定めるところとする。

(補助金の算出)

第 4

補助金の額は、別表 2 の方法により算出するものとする。

(事業実施計画)

第 5

緑の公共事業を実施しようとする者(ただし、要綱に定める補助事業者を除く。)は、あらかじめ計画事業量を把握し、施行地の所在する市町村長に対して年度別事業実施計画調書(別記第 1 号様式)を提出するものとする。

- 2 要綱に定める補助事業者は、前号の年度別事業実施計画調書の内容を踏まえ、事業実施年度の 6 月末日までに年度別事業実施計画書(別記第 2 号様式)を知事に提出するものとする。

(事業実施計画の承認)

第 6

知事は、第 5 により提出のあった事業実施計画が次の要件を満たしているとき、予算の範囲内で承認するものとする。

- (1) 地域森林計画等に即した内容であること。
- (2) 事業内容、採択要件等が別表に掲げるものに適合するものであること。
- (3) 地域の実態に即し、技術的及び資金的にみて実行可能なものであること。

(4) 事業実施主体の意向が十分に反映されたものであること。

(事業実施計画の変更等)

第 7

市町村長は、経済事情の変動等により当該事業実施計画を変更する必要がある場合、事業実施計画を変更することとし、その手続きに当たっては第 5 及び第 6 の規定を準用するものとする。

(事業の着手)

第 8

事業の着手は、補助金の交付決定日以降とする。

(早期着工届)

第 9

補助金の交付決定日以前に事業の着手を行おうとする場合は、工事着手日の 1 週間前までに知事に早期着工届(別記第 3 号様式)を提出するものとする。

(検 査)

第 10

市町村長は補助事業が完了したときは、すみやかに検査を行うものとする。

(事業の推進)

第 11

市町村長及び事業実施主体は、この事業の円滑かつ適正な推進を図るため、事業推進体制を整備するとともに、関係団体や府等との密接な連携の下で、事業の推進に関して必要な普及、啓発、助言、指導に当たるものとする。

(書類の提出)

第 12

この要領により知事に提出する書類は、特に定めるもののほかは正本 1 部とし、事業実施地域を所轄する広域振興局の長(京都市、長岡京市、向日市、及び大山崎町にあっては京都林務事務所長)に提出するものとする。

ただし、実施地域が 2 以上の広域振興局の所管区域にわたるものについては、知事あて提出するものとする。

(事業実施における留意事項)

第 13

事業実施主体は、ハローワーク等に広く求職情報を提供し、新規雇用者の確保に努めるよう請負業者等を指導するものとする。

- 2 一の事業実施主体が同一年度において第 2 に規定する緑の公共事業を 2 事業以上実施する場合、同一の雇用者が重複して雇用されないよう請負業者等を指導するものとする。

(補助金の概算払)

第 14

知事は、事業施行上必要と認めるときは、当該年度の補助金交付決定額の範囲内において概算払をすることができる。

- 2 前項の規定により概算払を請求しようとする者は、請求書に別記第 4 号様式による概算払内訳書を添付して請求するものとする。

(その他)

第 15

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 14 年度分の補助金から適用する。
- 2 平成 14 年度事業にあっては、要領第 8 の年度別事業実施計画書については、知事が別途定める

日までに提出するものとする。

附 則(平成 15 年 5 月 30 日付け 5 林第 471 号農林水産部長通知)

1 この要領は、平成 15 年度分の補助金から適用する。

2 次の要領は、廃止する。

(1) 有害鳥獣駆除関係実施要領(昭和 47 年 7 月 11 日付け 4 林政第 509 号農林部長通知)

(2) 有害鳥獣防除施設設置事業実施要領(平成 6 年 3 月 22 日付け 6 森第 199 号農林水産部長通知)

附 則(平成 16 年 6 月 25 日付け 6 林第 366 号農林水産部長通知)

この要領は、平成 16 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 17 年 7 月 8 日付け 7 林第 276 号農林水産部長通知)

この要領は、平成 17 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 18 年 6 月 13 日付け 8 林第 247 号農林水産部長通知)

この要領は、平成 18 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 19 年 8 月 14 日付け 9 林第 433 号農林水産部長通知)

この要領は、平成 19 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 21 年 7 月 31 日付け 1 林第 346 号農林水産部長通知)

この要領は、平成 21 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 22 年 6 月 17 日付け 2 森第 404 号農林水産部長通知)

この要領は、平成 22 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 22 年 10 月 19 日付け 2 森第 584 号農林水産部長通知)

この要領は、平成 22 年 10 月 19 日から施行し、改正後の緑の公共事業補助金交付要領は、平成 22 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 22 年 12 月 24 日付け 2 森第 717 号農林水産部長通知)

この要領は、平成 22 年 12 月 24 日から施行し、改正後の緑の公共事業補助金交付要領は、平成 22 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 23 年 6 月 24 日付け 3 森第 473 号農林水産部長通知)

この要領は、平成 23 年 6 月 24 日から施行し、改正後の緑の公共事業補助金交付要領は、平成 23 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 23 年 9 月 20 日付け 3 林第 438 号農林水産部長通知)

この要領は、平成 23 年 9 月 20 日から施行し、改正後の緑の公共事業補助金交付要領は、平成 23 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 24 年 2 月 21 日付け 4 森第 129 号農林水産部長通知)

この要領は、平成 24 年 2 月 21 日から施行し、改正後の緑の公共事業補助金交付要領は、平成 23 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 24 年 6 月 29 日付け 4 森第 443 号農林水産部長通知)

この要領は、平成 24 年 6 月 29 日から施行し、改正後の緑の公共事業補助金交付要領は、平成 24 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 25 年 10 月 1 日付け 5 森第 596 号農林水産部長通知)

1 この要領は、平成 25 年 10 月 1 日から施行し、改正後の緑の公共事業補助金交付要領は、平成 25 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 26 年 12 月 24 日付け 6 森第 525-1 号農林水産部長通知)

1 この要領は、平成 26 年 12 月 24 日から施行し、改正後の緑の公共事業補助金交付要領は、平成 26 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 27 年 6 月 30 日付け 7 森第 468 号農林水産部長通知)

1 この要領は、平成 27 年 6 月 30 日から施行し、改正後の緑の公共事業補助金交付要領は、平成 27 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 28 年 4 月 22 日 8 林第 239 号農林水産部長通知)

1 この要領は、平成 28 年 4 月 22 日から施行し、改正後の緑の公共事業補助金交付要領は、平成 28 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 28 年 7 月 25 日付け 8 森第 468 号農林水産部長通知)

この要領は、平成 28 年 7 月 25 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 16 日付け 30 農村第 120 号農林水産部長通知)

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 31 日付け 4 農村第 549 号農林水産部長通知)

この要領は、令和4年4月1日から施行し、改正後の緑の公共事業実施要領は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則(令和6年3月22日付け6林第150号農林水産部長通知)

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表 1

事業実施主体、事業内容及び採択基準

1 いのちと環境の森づくり事業(森林適正整備推進事業)

工種区分	実施地域等	事業実施主体	事業内容	採択基準
間伐	京都府内の地域森林計画対象森林	市町村、森林組合、森林所有者及び林業経営体（自己又は他の者の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他の者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている者をいう。以下同じ。）	林木の健全な成長を促進することを目的に実施する間伐及び間伐材等の搬出	<ul style="list-style-type: none"> (1) スギ、ヒノキ等の人工林を対象とする。 (2) 1 施行地の面積は 0.1ha 以上とする。 (3) 人工林の対象齢級等は、12 齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね 5 割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね 100 分の 95 以上の森林についてはこの限りではない。）又は森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 5 に規定する市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢に 2 を乗じた林齢以下とする。 (4) 間伐率は 20% 以上とする。 (5) 林内に残置する伐採木については、適切な滑落防止対策を施すものとし、必要に応じて枝払・玉切・片付を実施するものとする。
間伐材等搬出	森林適正整備推進事業で間伐した間伐材及び災害を誘発する危険性のある間伐材等			<ul style="list-style-type: none"> (1) 市場等まで搬出させること。 (2) 森林適正整備推進事業で間伐した間伐材であること。 (3) (2) 以外の場合においては、当該間伐事業地と隣接若しくは林道等により一体的につながっている林分において、災害を誘発する危険性のある間伐材等であること。

林道等 改修	京都府内の地域森林計 画対象森林	市町村、森林 組合	森林整備と一体的に実施される 林道等の改修	(1) 林道又は、事業実施後に林道へ編入される基幹 的な作業道であること。 (2) いのちと環境の森づくり事業の森林整備と一体 的に実施すること。 (3) 流木、危険木除去等を一体的に実施すること。 (4) 1路線当たりの全体計画事業費が900万円未満 であること。
-----------	---------------------	--------------	--------------------------	---

2 いのちと環境の森づくり事業(放置竹林拡大防止等事業)

工種区分	実施地域等	事業実施主体	事業内容	採択基準
整理伐	京都府内の地域森林計画対象森林	市町村、森林組合、森林所有者及び林業経営体	森林の健全な育成を目的とする森林に侵入した竹の伐採	(1) 竹等が侵入し樹木の健全な育成を阻害されている樹林地とする。 (2) 1 施行地の面積は 0.1ha 以上とする。
刈払い			整理伐後に発生したタケノコ及びササ類の刈払い	(1) 整理伐後 3 年以内の森林とする。 (2) 1 施行地の面積は 0.1ha 以上とする。
竹材搬出			整理伐により伐採した竹の搬出	(1) 本事業の整理伐の実施と同時に行う竹の搬出とする。 (2) 資材等として利用する竹の搬出に限る。
作業歩道開設			整理伐、刈払い、竹の搬出等に利用する歩道の開設	(1) 歩道幅員は 0.7m 以上 1.8m 以下とする。 (2) 歩道の起点は既存の歩道及び土場等に接するものとする。
天然林整理伐			天然林の更新を目的とする伐採整理及び防護柵等の整備	(1) 18 齢級以下の天然林を対象とする。 (2) 1 施行地の面積は 0.1ha 以上かつ 1ha 未満とする。 (3) 標準伐期以上の主林木について、本数率で 70% 以上主伐することとする。 (4) 伐採木の搬出は、1ha 当たり 10m ³ 以上行うこととする。 (5) 事業完了後、当該林分の更新状況等について、調査、報告することとし、天然力による更新困難であると判断される場合は、植栽等により適切な更新を図ることとする。 (6) 防護柵等の整備は、天然林整理伐と一体的に行うものであることとする。

3 京都モデルフォレスト推進事業(森林・山村多面的機能発揮対策事業)

工種区分	実施地域等	事業実施主体	事業内容	採択基準
	京都府内	市町村	活動組織に対して行う説明会の開催や活動に対する指導・助言等	活動組織が森林の有する多面的な機能を発揮させるための森林保全活動や山村地域の活性化の取組を支援する市町村とする。

別表2 補助金の算出

事業名	補助金の算出
いのちと環境の森づくり事業 (森林適正整備推進事業)	標準経費=標準単価×諸掛费率×面積(ha) 補助金額=標準経費×補助率
いのちと環境の森づくり事業 (放置竹林拡大防止等事業)	
京都モデルフォレスト推進事業(森林・山村多面的機能発揮対策事業)	補助金額=事業費(定額)

- 【注】 1 いのちと環境の森づくり事業の標準単価及び諸掛费率は、知事が別に定める。
 2 標準経費及び補助金額の算出に当たって、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

第1号様式

番 号
年 月 日

市町村長 様

事業主体の長

年度緑の公共事業事業実施計画調書の提出について

緑の公共事業実施要領第5の1に基づき、別紙のとおり提出します。

第2号様式

番 号
年 月 日

京都府知事 様

市町村長または事業実施主体の長

緑の公共事業年度別事業実施計画書の提出について

緑の公共事業実施要領第5の2に基づき、別紙のとおり提出します。

京都府知事 様

市町村長または事業実施主体の長

年度緑の公共事業早期着工届

下記の事業について、別記条件を承諾の上早期に着工したいので、緑の公共事業実施要領第9に基づき届け出ます。

記

- 1 事業名
- 2 事業主体
- 3 実施箇所
- 4 実施内容
(1) 事業量
(2) 事業費
- 5 着工予定年月日 年 月 日
- 6 完了予定年月日 年 月 日
- 7 早期の着工が必要な理由

別記条件

- 1 本事業については、着工から補助金交付指令を受けるまでの間において、計画変更を行わないこと。
- 2 補助金交付指令を受けるまでの間において天災地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担するものとする。
- 3 補助金交付指令を受けた補助金が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。

第4号様式

年度緑の公共事業概算払請求内訳書

1 補助金交付決定通知年月日及び番号

年 月 日付け 第 号

2 内訳

事業名	総事業費	補助金交付 決定額 (A)	請求の内訳						事業完了 予定年月 日
			既受領額(B)		今回請求額(C)		残高(A) - (B) - (C)		
			金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高	
	円	円	円	%	円	%	円	%	